

河川等内水面の場合

河川等内水面の場合

第5種共同漁業権が設定されている河川では、各内水面漁業協同組合が遊漁規則を制定していますので、その規則に従って遊漁をしなければいけません。

県内への水産動物の移植禁止

県内の湖沼等の内水面は閉鎖性の水域であり、むやみに異種の水産動物を持ち込むと、既存の固有な水産動物の生態のバランスが破壊され、資源保護の上で大きな問題が生じるおそれがあります。

このため、ブラックバス(卵を含む)等県内に生息しない水産動物(卵を含む)を知事の許可を受けずに移植してはいけません。

